

令和 7 年度天理市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての行政組織（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1） 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律

（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（2） 障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により、必要な費用の助成を受けている小規模作業所

（3） 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

イ 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

この方針による調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 食品類（パン、焼き菓子、弁当等）

イ 小物類（布製品、紙製品、織物、木工、陶器等）

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷（チラシ、ポスター、名刺、しおり、小冊子等）

イ 清掃及び草刈り

ウ リサイクル作業（資源回収、分別等）

エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

令和 7 年度の調達目標金額は、次のとおりとする。

調達目標金額 500,000 円以上

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対してその情報を提供する。

(2) 優先調達の依頼

障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。

(3) 優先調達の検討

各部署は、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定したときは、市ホームページ等で公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

8 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部社会福祉課において行う。